

東浦町と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定書

東浦町（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社の東浦町内に所在する郵便局（以下「乙」という。）は、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、地域の課題解決に向けた活動等、地域の活性化を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項について、業務に支障のない範囲で、取り組むものとする。

- （1）安心・安全なまちづくりに関すること
- （2）地域包括ケアに関すること
- （3）空き家対策に関すること
- （4）その他協定の目的を達成するために必要なこと

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な協力内容については、甲乙合意の上、決定する。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項等の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由のいかんを問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、締結日から令和3年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を

行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

（協議）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年11月20日

甲 知多郡東浦町大字緒川字政所 20 番地

愛知県東浦町

東浦町長 神谷明彦



乙 知多郡東浦町大字緒川字家下 32 番地の 1

日本郵便株式会社 東浦郵便局

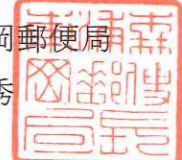
局長 櫛田敦



知多郡東浦町大字森岡字山之神 56 番地の 3

日本郵便株式会社 東浦森岡郵便局

局長 中川義秀



知多郡東浦町大字緒川字丸池台 1 番地の 13

日本郵便株式会社 東浦東ヶ丘郵便局

局長 榊原正樹



知多郡東浦町大字石浜字白山 13 番地の 9

日本郵便株式会社 東浦石浜郵便局

局長 榊原真知夫



知多郡東浦町大字生路字池下 7 番地の 12

日本郵便株式会社 東浦生路郵便局

局長 北川吉孝

